

り。右に據る解雇手當は最高八百圓、平均百十七圓にして總額四萬圓弱なるが、鑛務署側は此給與を以て過少なりとせず、古河側にも、雇傭規約以上の奮發をなしたりと稱せり。

解雇者は、聯合會幹部及會員九割を占め一家族中一人の幹部又は硬派分子の會員ある時は、其妻子の稼動するものをも併せて餓首したり。此解雇に就て當初杉本所長は今回の争議と何等關係なく、豫ての計畫を斷行したるのみにて餓首者が聯合會員なるや否やに就て考慮したることすらなく、若し會員多數なりとせば、そは偶然の暗合なりと發表したるも、後日來足せる會社の佐々木取締役は明確に争議を機會として、不穩分子を淘汰したる旨を明にせり。

此餓首に因り坑夫側の運動は第二段に入り、餓首者問題に當面したり。約四百名餓首の時は其數日前より明かなりしも、其結果は労働者を激せしめ、本山入坑者は此日坑内に入りしも作業せず、約二百五十名は午前十一時に到り「餓首者のこと就て、鑛業所に掛け合ひに行くから出してくれ」と口々に要求したり。本山事務所は「代表者が出て掛合つたら宜しいでないか」と論じたるも「代表者を爲出すと直ぐ其者を餓首するだらう」とて應せず、列を爲して坑内を出で、作業著のまゝ示威行列を爲しつゝ、通洞の鑛業所に向へるが、途中警察隊に沮止され、成田山(運動本部前)に入り、慷慨的言辭を發しつゝ、ありしたため、遂に警察官に解散を命ぜられたり、一方通洞の解雇者は當日通洞支部に集まり協議し

一、復職を要求すること、若し容れられざれば手當は一昨年同様五年以上は規定通り五年以下は本番七十日分と家族數に應じ旅費を給すること、外に食費卅日分を給すること

二、以上拒絶の場合は勢に一任すること

右ニケ條の内決議をなしたるが此の決議は其後用ひらるゝことなかりき。

(参考 解雇通知狀) (原文のまゝ)

松田 豊 吉 殿

足尾 鑛業所

貴殿永々當山に御勤務のところ今般當所業務上の都合に依り御氣の毒ながら解雇のこと、相成り候四月九日より就業に及ばず候間此段及御通知申候追て貴殿に對する解雇手當數次の通りに有之明四月九日午前九時より此通知書引換へ其方面會計係に於て貴殿に御支拂致すべく候

記

- 一、解雇手當金十八圓九十錢(等級賃銀と就業手當との二週間分)
- 二、勤續慰勞金三十四圓五十錢也(勤續慰勞金を受くる年限に達せざる向には特別手當として等級賃銀の三十日分を本項に記入す)

▽足尾署の取締方針

麻生氏は九日午後七時二十分通洞驛着列車にて通洞着、十日二千餘名の驛頭歓迎を受け運動本部に入れり。十日の示威運動を指揮せんためなり。尙同列車にて全國坑夫組合の石塚高島兩本部員は間藤に向へり。當日街上に張られたるビラに曰く「三越事件の勝利者棚橋小虎先生、八幡事件の曉將加藤